

## 質問書及び回答（7月8日時点）

### 秦野湯の沢団地自治会

#### 質問1

提出書類の提出について、もう少し丁寧に説明してほしいと思います。

#### 回答1

提出資料の提出について、今後は説明時間を増やすことなどを検討し、詳細に説明できるよう努めてまいります。

#### 資料2

資料1についてですが、「赤枠内を記入」とありますが、どこにも赤枠はありません。スライドではありますが、配布するものとしてはいかがなものかと思えます。

#### 回答2

資料1の実施計画書については、カラーでの配布に変更し、その他の提出物についてもわかりやすいものにしてまいります。

### 北矢名南部自治会

#### 質問1

避難行動要支援者名簿の扱いはどのように考えているか。公表はどこまで？（自治会員までか？）、訓練時の扱いは？、常時の扱いは？

#### 回答1

災害対策基本法では、外部への名簿情報の提供については、本人の同意がある場合、または条例に特段の定めがある場合には、平時においても災害の発生に備えて、地域防災計画に定めがある、消防機関や都道府県警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に関わる関係者（以下「避難支援等関係者」という）に提供するものとされており、本市では名簿作成に当たり本人同意を求めています。

しかし、名簿に載っている情報は、心身の機能障害等に関する情報等、他者に知られることでその家族等が不利益を受けるおそれもあることから、避難支援者関係者等の中でも、必要最小限の提供として頂きたいと思えます。

また、訓練を行う際にも、必ず本人同意を得た状態で、訓練参加規模や内容を決めて行って頂きたいと思えます。

最後に、常時の取扱いについて、先に述べたように名簿は個人情報の塊となっていますので、それを管理するものは、個人情報保護の観点からも秘密保持義務を守っていただき、関係者以外への情報の漏洩や名簿の管理には、十分に責任をもって行って頂きたいと思っています。

### 曲松12自治会

#### 質問1

能登半島地震をみて、被害住宅の撤去や断水、避難所開設までにかかる時間など課題が多くあったと感じている。この課題に対して市ではどのように取り組んでいるのかを伝える研修にしてほしいです。

#### 回答1

今回の研修会では、実際に被災地支援に派遣された職員が現地のリアルな状況をお

伝えし、参加者の皆さんにより具体的なイメージを持っていただくことを第一の目的としていましたので、被災地の状況についてお話しさせていただきました。

能登半島地震での課題に対する取組につきましては、今後の講習会等で周知させていただきます。

## 清水町自治会

### 質問 1

保存食・水など消費期限のあるものの保管について、一部を自治会へ分散して保管するのはどうか。

### 回答 1

現在、市が広域避難場所で備蓄している食料品につきましては、賞味期限が1年を切ったものをイベントや防災講習会などで配布していることから、処分することなく有効活用しております。

そのため、現状では食料を分散して自治会に保管をお願いすることは想定しておりませんが、今後、より良い備蓄体制を築いていく上でのご参考にさせていただきたいと存じます。

## 今川町一自治会

### 質問 1

避難場所の開設状況や支援物資の提供状況（どこで何が提供されているか）を「いちのいち」で情報提供できないか。

### 回答 1

避難所の開設状況につきましては、秦野市総合防災情報システムや緊急情報メール、市公式 LINE 等で市内全体に情報提供していくこととなります。また、物資の提供状況につきましては、避難所ごとに異なることもあるため、避難所内の掲示板での情報提供を想定しております。

「いちのいち」での情報提供につきましては、現状、前述の情報発信手段と連携していないため、市から「いちのいち」を通して情報提供することは想定しておりません。

災害時には、「いちのいち」を自治会内で安否確認や市等からの情報を拡散するために使用していただくことを推奨しておりますので、自治会内で情報を入手した方が「いちのいち」内で情報拡散していただくようお願いいたします。

### 質問 2

避難者カード等のオンライン入力サポートについて

### 回答 2

現在避難者カードにつきましては、事前もしくは避難所受付にて書面で記載していただくことをお願いしておりますが、今後は避難者カードに記載する内容を秦野市総合防災情報システムから事前登録していただき、登録完了後に発行される二次元コードを避難所受付で読み取ることで受付完了となる仕組みを構築しております。

事前登録が可能となりましたら組回覧等でお知らせするとともに、講習会などを通じて使い方を周知させていただきます。

## 下落合自治会

### 質問 1

避難所へ行ったときに、その場所で指揮を執る方が、市に最低一人はいると考えて良いのですか。

### 回答 1

発災初期（発災直後から24時間頃）につきましては、市職員で構成される地区配備隊を中心に避難所の開設・運営を行うこととなります。また、展開期1（発災後24時間頃から1週間頃）においては、地区配備隊と自治会から選出されている避難所運営委員や避難者が協力して避難所運営を行うこととなりますので、市の職員が避難所にいることとなります。

その後、展開期2（発災後1週間頃から3週間頃）においては、避難者中心の避難所運営に移行していくため、指揮を執るのは避難者の中で決めた代表者となっていきます。

## 諏訪町自治会

### 質問 1

訓練時の水消火器貸出本数上限が1本となっていますが、昨年実施時に好評で希望者も多かったため、貸出本数を増やせませんか。

### 回答 1

原則、貸出については1本となります。ほかの自治会からの貸出希望も多いため、現状本数を増加しお渡しすることは難しいですが、各自治会からの実施計画書を取りまとめ、本数に余裕がある場合は、お声がけさせていただきます。

以上